

広島県健康福祉センターの施設の管理・運營業務仕様書に係る訂正表

【健康福祉局健康総務課】

5 施設等の管理運營業務の内容

(1) 設備機器運転管理業務

イ 設備管理業務

| 訂正前 | 訂正後 |
|---|--|
| <p>(カ) 設備年間点検整備業務</p> <p>○ 吸収式冷温水発生機点検整備業務 (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房運転前の切替点検整備 年2回 ・冷暖房試運転調整 適宜 ・冷暖房シーズン中点検 年2回 <p>○ クーリングタワー及び膨張タンクの定期清掃業務 年1回</p> <p>○ ヒートポンプチラー点検整備業務 (※) 年2回</p> <p>○ 空調機器の点検整備 (※) 年1回</p> <p>○ フロン排出抑制法に基づく点検業務 年1回</p> <p>○ 自家用電気工作物法定点検整備 (高圧受変電設備保安業務) (元環境センター内の自家用電気工作物を含む。) 年1回</p> <p>○ 昇降機保守点検業務 (※) 年間定期点検 年6回</p> <p>○ 消防設備点検整備業務 年2回</p> <p>○ 自家用発電設備点検整備 (※) 年1回</p> <p>○ 地階立体駐車場点検整備業務 年間定期点検 年3回</p> <p>○ 貯湯槽清掃業務 適宜</p> <p>○ 給湯ボイラー清掃業務 適宜</p> <p>○ 空調機ロールフィルター交換業務 年1回</p> <p>○ エアークフィルタースクリーニング業務 年2回</p> <p>○ ファン清掃業務 年2回</p> <p>○ 自動制御機器点検整備 年1回</p> <p>注※は、オンコールを含む。</p> | <p>(カ) 設備年間点検整備業務</p> <p>○ 吸収式冷温水発生機点検整備業務 (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房運転前の切替点検整備 年2回 ・冷暖房試運転調整 適宜 ・冷暖房シーズン中点検 年2回 <p>○ クーリングタワー及び膨張タンクの定期清掃業務 年1回</p> <p>○ ヒートポンプチラー点検整備業務 (※) 年2回</p> <p>○ 空調機器の点検整備 (※) 年1回</p> <p>○ フロン排出抑制法に基づく点検業務 年1回</p> <p>○ 自家用電気工作物法定点検整備 (高圧受変電設備保安業務) (元環境センター内の自家用電気工作物を含む。) 年1回</p> <p>○ 昇降機保守点検業務 (※) 年間定期点検 年6回</p> <p>○ 大研修室舞台段差解消機定期点検 年1回</p> <p>○ 消防設備点検整備業務 年2回</p> <p>○ 防火設備点検業務 年1回</p> <p>○ 自家用発電設備点検整備 (※) 年1回</p> <p>○ 地階立体駐車場点検整備業務 年間定期点検 年3回</p> <p>○ 貯湯槽清掃業務 適宜</p> <p>○ 給湯ボイラー清掃業務 適宜</p> <p>○ 空調機ロールフィルター交換業務 年1回</p> <p>○ エアークフィルタースクリーニング業務 年2回</p> <p>○ ファン清掃業務 年2回</p> <p>○ 自動制御機器点検整備 年1回</p> <p>注※は、オンコールを含む。</p> |